

デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る 解釈の明確化等について

制定 令和6年6月28日
産業保安グループ ガス安全室

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年3月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令について、下記のとおり整理しました。

<参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

（１）「目視規制」について

別表１に掲げる目視規制のうち、これらの条項の規定上、デジタル化の可能性のあるセンサ等を用いた遠隔による距離、高さの確認、AI等による検査結果等の記録の確認については、デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、点検・調査の実施者は、点検・調査の目的、対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

（２）「定期検査」について

別表２に掲げる目視等による点検・調査のうち、これらの条項の規定上、デジタル化の可能性のあるセンサ等を用いた遠隔による距離、高さの確認、AI等による検査結果等の記録の確認については、デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、点検・調査の実施者は、点検・調査の目的、対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたい。令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかったため、Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。

（３）「常駐・専任」について

別表３に掲げる業務主任者、業務主任者の代理者の当省所管法令における常駐・専任規制については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、その業務を行うに際して特定の場所への常駐を求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任（液石法施行規則に定める兼任が認められないものを除く。）を必ずしも妨げるものではない。このため、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、遠隔で職務を実施することとして差し支えない。

なお、デジタル技術の活用に当たっては、当該規定の目的等を考慮した上で、実施方法等を判断されたい。

（４）「対面講習」について

別表４に掲げる講習については、これらの条項の規定上、当該講習に係る申込・受講・修了証の発行の全てのプロセスにおいて、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を基本とすることを推奨する。例えば、高圧ガス保安協会が実施する液化石油ガス設備士再講習では、オンライン講習が実施されているが、さらに、デジタル技術を活用した修了証の発行を行うなどが考えられる。具体的には、各講習実施主体が案内する講習会の受講手続を確認いただきたい。

（５）「往訪閲覧」について

別表５に掲げる液化石油ガス販売事業者登録簿、意見聴取会の調書の閲覧の申請及び閲覧については、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨する。

(別表 1)

7 項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
60	告示	バルク供給及び充てん設備に 関する技術上の基準等の細目 を定める告示	経済産業省	第1条第1項第2 号イ	目視等によるバルク貯蔵の外 観検査	目視規制	1-①	3	要	令和6年6 月まで	告示・通達 等	—
61	告示	バルク供給及び充てん設備に 関する技術上の基準等の細目 を定める告示	経済産業省	第1条第2項第2 号イ	目視等による附属機器等の外 観検査	目視規制	1-①	3	要	令和6年6 月まで	告示・通達 等	—

(別表2)

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	313	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律	経済産業省	第37条の6	充てん設備の定期保安検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	318	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号イ(1)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	319	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号イ(2)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	320	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号イ(3)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	322	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ロ(1)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	323	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ロ(2)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	324	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ロ(3)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	326	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ハ(1)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	327	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ハ(2)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	328	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ハ(3)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	330	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ニ(1)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	331	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ニ(2)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	332	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第36条第1項第 1号ニ(3)	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	334	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第37条第1項第 1号イ(1)	消費設備の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	336	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第37条第1項第 1号ロ(2)	消費設備の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	337	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第37条第1項第 1号ロ(3)	消費設備の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	342	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律	経済産業省	第74条第1項	充てん設備の定期保安検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	343	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第74条第1項 (バルク)	充てん設備の定期保安検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	344	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律	経済産業省	第81条第1項	充てん設備の定期保安検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	345	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第131条第2項 第1号	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	346	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第131条第2項 第3号	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	347	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第131条第2項 第3号の2	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
別表1	348	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第131条第2項 第4号	消費設備の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の撤廃・周期 延長に向け取り組む
106	告示	供給設備、消費設備及び特定 供給設備に関する技術基準等 の細目を定める告示	経済産業省	第1条	液化石油ガスの販売に係る貯 槽の沈下状況の定期測定	定期検査	2	3	要	令和6年6 月まで	告示・通達 等	—

(別表 3)

7 項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し可否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表 1	195	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第22条第1項	液化石油ガス販売所における 業務主任者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要	令和 6 年度 4 月～6 月	常駐専任一 共通 8	省令改正
別表 1	196	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 施行規則	経済産業省	第25条第1項	液化石油ガス販売所における 業務主任者の代理者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要	令和 6 年度 4 月～6 月	常駐専任一 共通 8	省令改正

(別表 4)

7 項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し可否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表 1	58	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第19条第3項	液化石油ガスによる災害の発 生の防止に関する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和 6 年度 4 月～6 月	講習一共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表 1	59	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第37条の5第4 項	充てん作業者講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和 6 年度 4 月～6 月	講習一共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表 1	60	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第38条の4第2 項第2号	液化石油ガス設備士講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和 6 年度 4 月～6 月	講習一共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表 1	61	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第38条の9第1 項	液化石油ガス設備工事並びに 供給設備及び消費設備に係る 液化石油ガスによる災害の発 生の防止に関する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和 6 年度 4 月～6 月	講習一共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正

(別表 5)

7 項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し可否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表 1	276	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第3条の2第3項	液化石油ガス販売事業者登録 簿の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和 6 年度 4 月～6 月	閲覧縦覧一 経済産業省 4	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表 1	330	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 の規定に基づく意見の聴取の 手続に関する規則	経済産業省	第9条	記録の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和 6 年度 4 月～6 月	閲覧縦覧一 経済産業省 4	告示、通知・通達等の 発出又は改正